

「連合会からのねんきん定期便について」のご案内

「ねんきん定期便」の詳細については、KKRホームページをご覧ください。

kkk [ねんきん定期便](#) [検索](#)

全国年金相談会のご案内

連合会では、年金額の試算や請求手続などの年金に関する様々なご相談に応じるため、全国各地で「個別面談による年金相談会」を開催しております。

詳しくは、KKRホームページをご覧ください。 [kkk 年金相談会](#) [検索](#)

KKR年金スマートサービスで年金の試算依頼ができます

KKR年金スマートサービスは、スマートフォンやパソコンからマイナンバーカードによる個人認証を行い、ご自身の年金に関する情報をマイナポータルから受け取ることができます。是非ご利用ください。

ご利用は、KKRホームページ
トップページから→



○お問い合わせ先

KKR年金相談ダイヤル 0570-080-556 (ナビダイヤル)
0570におかけにならない場合等 03-3265-8155 (一般電話)

受付時間 月～金曜日(土日祝日・年末年始を除く) 9:00～17:30

- ・お問い合わせ等の内容は、電話対応の品質向上のため、録音させていただきますので、ご了承ください。
- ・電話番号をよくお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いいたします。

在職中の方の住所変更については、所属の共済組合へお申し出ください。

雨などで濡れている場合は、十分に乾かしてから
はがしてください。

1. これまでの保険料納付額（累計額）

(1) 国民年金保険料 (第1号被保険者期間)	円
(2) 厚生年金保険料(被保険者負担額)	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

この「ねんきん定期便」は下記の時点で作成しており、
年 月
までの年金加入記録を表示しています。

国民年金および 一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)

ねんきん定期便

2. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。）

国民年金 (a)			船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
月	月	月	月			
厚生年金保険 (b)				月	月	月
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計			
月	月	月	月			

3. これまでの加入実績に応じた年金額

(1) 老齢基礎年金	円
(2) 老齢厚生年金	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

これまでの加入実績に応じた年金額について

- ・年金額は、年金加入記録に不備があることにより、表示していない場合があります。「一般厚生年金期間」はお近くの年金事務所へ、「公務員厚生年金期間」はKKR年金相談ダイヤルへ、「私学共済厚生年金期間」は日本私立学校振興・共済事業団へお問い合わせください。
- ・船員組合員期間または日本鉄道共済組合や日本たばこ産業共済組合の組合員期間を有するときは、「公務員厚生年金期間」に表示されている年金額が変動する場合があります。